

## 第2回協議会 意見交換概要

## 協力不動産店の取組について

- 会員の不動産店に居住支援制度を十分に理解してもらうことが重要である。
- 不動産関係各団体を通じ、会員の不動産店に協力を依頼する。
- 内容がわかりやすいチラシを作成し、周知をしていく。
- 実際に提供できる物件が出てこない可能性がある。
- 各自治体の協力不動産店数について把握する。

## 居住支援相談窓口の設置について

- 居住支援相談窓口の業務を居住支援法人に委託する。
- 居住支援法人は居住相談を受けた後、協力不動産店へ一括して情報提供を依頼する。
- 相談者に対する生活支援、福祉的サポートは、本市の居住支援団体等が行い、相談者の入居後も必要に応じて継続した支援を行う。
- 市の各課でも支援業務を行っている。(ICT を活用した高齢者見守り事業、生活保護受給者に対する定期的な安否確認、障がい者に対する計画相談等)
- 緊急時の連絡先等、必要な情報を共有することについて相談者から承諾を得る。
- 居住支援法人、居住支援団体、行政、協力不動産店の4者による一体的な支援を実現していくため、まずは歩み寄りと連携体制の構築を進めていく。

## その他

- 新聞記事の紹介
- 先進居住支援協議会の現状及び課題のヒアリング